月刊AMCPレポート

AMCパートナーズ株式会社

【クリニック経営 解決Navi】

http://www.medical-consul.com/

〒541-0054 大阪市中央区南本町2-3-8 Tel:06-6262-2256/Fax:06-6262-2257

財務 VOL.59

2世帯住宅に係る相続税が変わります!

今回は、**平成26年1月1日以降に発生する相続**に適用される「小規模宅地等(特定居住用宅地等)の特例の改正」について取り上げます。特に、2世帯住宅にお住まいの先生方にとっては、相続税に大きな影響を及ぼす場合もあります。ので、ご確認頂ければ幸いです。

小規模宅地等(特定居住用宅地等)の特例とは

財務 VOL.51 『知っておきたい相続③—小規模宅地等の特例』でも一部ご紹介させて頂きましたが、再度取り上げ、詳しくご説明させて頂きます。

相続の発生により、被相続人(先生)の配偶者(奥様)又は被相続人と同居※していた親族(お子様等)が、被相続人の住宅の土地部分を相続した場合、当該土地については、24 〇㎡(平成27年1月1日以降は330㎡)までは、相続税の課税対象となる金額が80%軽減されます。

具体的な数値で計算致しますと、例えば、5千万円の土地 240㎡であれば、相続税の課税対象となる金額を5千万円 ×80%=4千万円軽減することができます。相続税に与える 影響が非常に大きいことがお分かり頂けるかと思います。

※ 同居していない親族であっても、

- 1. 被相続人に配偶者がいないこと
- 2. 被相続人に同居していた親族がいないこと
- 3. 当該親族が相続発生の3年前から自己・配偶者所有の住宅(持ち家)に居住していないこと

等の一定の要件を満たせば、適用される場合もあります。 なお、構造上の区分があり、「内部では行き来できない2世 帯住宅に居住している親族」については、「同居」とは認められていませんでした。

改正の影響

まず、被相続人が「老人ホーム等」に入居している場合であっても、平成26年1月1日以降に発生する相続については、

- 1. 被相続人が死亡の直前において、**要介護認定・要支援 認定・障害支援区分の認定等**を受けており、一定の施設に入居していたこと
- 2. 被相続人の住宅を貸付等に使用していないこと

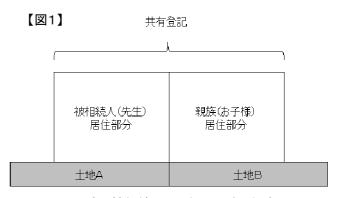
等の一定の要件を満たせば、特例の適用を受けることができることとされました(特例の適用が認められた事例は従来からもありましたが、**要件が緩和された上で明文化**されました)。

また、左記<u>「内部では行き来できない2世帯住宅に居住している親族」</u>であっても、平成26年1月1日以降に発生する相続については、<u>「同居」と認められ</u>、特例の適用を受けることができるようになりました。

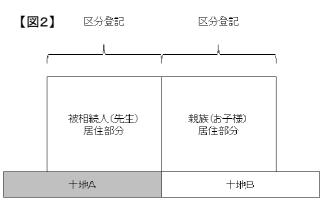
登記が大きなポイント

ただし、上記の2世帯住宅のケースのうち、住宅が<u>"区分登</u> 記"されている場合には、<u>親族の区分に係る土地には特例の</u> 適用はありませんので、注意が必要です。

具体的には、【図1】の場合ですと、土地A・Bの両方につい <u>て特例の適用を受けられます</u>が、【図2】の場合ですと、"区分 登記"されておりますので、土地Aのみが特例の対象となり、土 地Bには特例の適用はありません。



(*) 土地は全て被相続人(先生)の所有と仮定



(*) 土地は全て被相続人(先生)の所有と仮定